浜 松 市 の 情 報 公 開

令和４年度　情報公開制度運用状況報告書

令和５年５月

浜 松 市 総 務 部 文 書 行 政 課

―― 目　　次 ――

第１　情報公開制度のあらまし ･･･ 1
　１　制度の目的 ･･･ 1
　２　制度の体系 ･･･ 1

第２　浜松市情報公開条例の概要 ･･･････････････････････････････････････ 2
　１　目的 ･･･ 2
　２　実施機関 ･･･ 2
　３　請求権者 ･･･ 2
　４　公開対象文書 ･･･ 2
　５　実施機関及び利用者の責務 ･･･ 3
　６　請求及び決定 ･･･ 3
　７　公文書の公開義務 ･･ 3
　８　部分公開 ･･･ 4
　９　審査請求 ･･･ 4
　10　他の制度との調整 ･･ 4
　11　任意的公開及び情報提供 ･･ 4
　12　費用負担 ･･･ 4

第３　浜松市個人情報保護条例の概要 ･････････････････････････････････････ 5
　１　個人情報 ･･･ 5
　２　実施機関 ･･･ 5
　３　個人情報ファイルの保有 ･･ 5
　４　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 ････････････････････････････ 5
　５　個人情報ファイル簿の作成及び閲覧 ････････････････････････････････ 5
　６　利用及び提供の制限 ･･ 6
　７　個人情報の安全確保等 ･･ 6
　８　開示の請求及び決定 ･･ 6
　９　費用負担 ･･･ 7
　10　訂正請求及び決定 ･･ 7
　11　利用停止請求及び決定 ･･ 7
　12　審査請求 ･･･ 8
　13　罰則 ･･･ 8
　14　その他 ･･･ 8

第４　情報公開制度の運用状況 ･･･ 9
　１　制度の利用状況 ･･･ 9
　２　請求と決定の状況 ･･ １１
　　(1)　情報公開条例に基づくもの ･･･････････････････････････････････････ １１

⑵　個人情報保護条例に基づくもの（開示請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
⑶　個人情報保護条例に基づくもの（訂正請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
⑷　令和４年度実施機関別情報公開の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
⑸　令和４年度市長事務部局情報公開の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
⑹　令和４年度実施機関別保有個人情報開示・訂正の状況・・・・・・・・・・・・・・・・１８
⑺　令和４年度市長事務部局保有個人情報開示・訂正の状況・・・・・・・・・・・・・・１９
３　情報提供・・２０

第５　浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の運営状況・・・・・・・・・・・・２１
１　不服申立ての状況・・・２１
２　不服審査部会の開催等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第６　答申の概要・・２３
諮問第１６３～１６９号・・・２３
諮問第１７２～１７５号・・・２７
諮問第２４３号・・・３０
諮問第１７６号・・・３２
諮問第２６２号・・・３５
諮問第２６４号・・・３７
諮問第２６５号・・・３９
諮問第２６８号・・・４２

第１　情報公開制度のあらまし

１　制度の目的

⑴ 浜松市情報公開条例では、市が保有する公文書の公開を求める市民の権利を具体的権利として保障することによって、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市政の透明性の向上と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の運営を促進することを目的としています。

⑵ 浜松市個人情報保護条例では、市が保有する個人情報を取り扱う基準や手続きを定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図るとともに、自己の情報を知る権利を認め、個人の権利利益を保護することを目的としています。

２　制度の体系

情報公開制度の体系を図示すると、概ね次のとおりです。

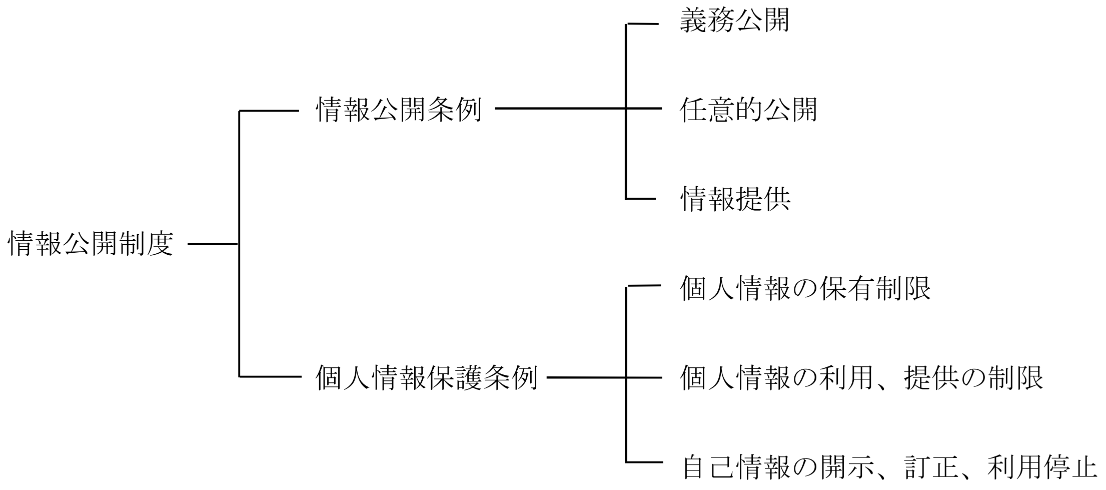

第２　浜松市情報公開条例の概要

１　目的

市民の「知る権利」と市の「説明する責務」を明記しています。

２　実施機関

公文書の公開を実施する市の機関は、次のとおりです。

(1) 議会
(2) 市長
(3) 教育委員会
(4) 選挙管理委員会
(5) 人事委員会
(6) 監査委員
(7) 農業委員会
(8) 固定資産評価審査委員会
(9) 水道事業及び下水道事業管理者
(10) 消防長

３　請求権者

何人も（市民に限らずだれでも）公文書の公開を請求できます。ただし、公開請求者は公文書の公開を請求する権利を濫用してはならず、権利の濫用に当たる請求があった場合、実施機関は当該請求を拒否することができます。

４　公開対象文書

この制度の対象となり、公開を請求することができる公文書は、次のものです。

(1) 平成１３年４月１日以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの
(2) 平成９年４月１日以後に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁、供覧又はこれらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの
(3) 平成９年３月３１日以前に、事案処理手続が終了した公文書であって、保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影された公文書その他の目録が整備されているもの
(4) 編入に伴う経過措置として、次に掲げる実施機関の職員がそれぞれの定める日以前に作成し、又は取得した公文書については、第５条から第１６条及び第１９条から第２１条までの規定は適用しないこととなります。

ア　編入前の浜北市の実施機関　平成８年３月３１日

イ　編入前の天竜市の実施機関　平成１３年３月３１日
ウ　編入前の雄踏町の実施機関　平成１１年３月３１日
エ　編入前の細江町の実施機関　平成１３年３月３１日
オ　編入前の引佐町の実施機関　平成１４年６月３０日
カ　編入前の三ケ日町の実施機関　平成１４年３月３１日
キ　編入前の春野町の実施機関　平成１３年３月３１日
ク　編入前の佐久間町の実施機関　平成１４年３月３１日
ケ　編入前の水窪町の実施機関　平成１５年８月３１日
コ　編入前の龍山村の実施機関　平成１７年３月３１日
サ　解散前の引佐郡広域施設組合の実施機関　平成１４年３月３１日
シ　解散前の湖東環境衛生施設組合、北遠地区広域市町村圏事務組合及び天竜消防組合の実施機関　平成１７年６月３０日
ス　編入前の舞阪町の実施機関の職員が作成又は取得した公文書であって、平成１０年３月３１日以前に事案処理手続（決裁、供覧又はこれらに準じる手続をいう。）が終了したもの（保存期間が永年と定められている公文書のうち、マイクロフィルムに撮影されたものその他の目録が整備されているものを除く。）

5　実施機関及び利用者の責務

実施機関に対し、市民の公文書公開請求権の尊重と個人情報への最大限の配慮を義務付けているとともに、利用者に対しては、公開請求権の正当な行使と情報の適正使用を義務付けています。

6　請求及び決定

公文書の公開の請求は、所定の様式による請求書に必要事項を記入し、本制度の総合窓口としての市政情報室（総務部文書行政課内）又は各区役所区振興課に提出する方法によります。

実施機関は、請求書を受理した日から１５日以内に公開をするかどうかの決定をしなければならないこととなっており、決定をしたときは、速やかに文書で通知することとなっています。ただし、直ちに公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、口頭で決定を行うことができることになっています。

7　公文書の公開義務

実施機関は、次のいずれかの情報が記録されている場合を除き、公文書を公開する義務を負っています。

(1)　法令秘情報

法令などで公開できないとされている情報

(2)　個人情報

特定の個人を識別することができる情報

(3)　法人等情報

法人などに関する情報で、公開することにより、その法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(4) 公共の安全に関する情報

公開することにより、人の生命、身体、財産などの保護や犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 審議、検討等に関する情報

市の機関、国の機関などの内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報で、公開することで率直な意見の交換や、意思決定の中立性に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 事務又は事業に関する情報

市などの事務事業に関する情報で、公開することにより、その事務事業などの適正な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

８　部分公開

公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、その部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されているときは、当該非公開部分を除いて公開します。

９　審査請求

情報の非公開又は部分公開の決定がなされたときなど、その決定に不服がある場合は、審査庁に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

10　他の制度との調整

法令等の規定により、公文書を閲覧・縦覧し、又は公文書の写しを求めることができる場合や、市立図書館等の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、この条例の規定は適用されません。

11　任意的公開及び情報提供

請求の対象とならない公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとしています。また、市政に関する必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとしています。

12　費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料です。公文書の写しの交付を受ける場合は、実費（例えば、Ａ３判以下単色刷り１枚につき１０円）を負担していただきます。

第３　浜松市個人情報保護条例の概要

１　個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものをいいます。

また、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）で定める個人番号（マイナンバー）をその内容に含むものを、特定個人情報といいます。

２　実施機関

制度を実施する市の機関は、次のとおりです。

(1) 議会
(2) 市長
(3) 教育委員会
(4) 選挙管理委員会
(5) 人事委員会
(6) 監査委員
(7) 農業委員会
(8) 固定資産評価審査委員会
(9) 水道事業及び下水道事業管理者
(10) 消防長

３　個人情報ファイルの保有

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物で、文書、磁気テープ等に記録されたものをいいます。

実施機関が個人情報ファイルを保有できるのは、その所掌事務の遂行と関連性を有し、かつ、所掌事務の遂行に必要な場合に限られています。

また、実施機関は、法令等の定めがあるときを除き、思想、信条、宗教、人種その他不当な社会的差別の原因となる事項を個人情報ファイルに記録してはならないこととなっています。

４　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ個人情報ファイルの名称、保有する目的、記録項目等を市長に通知しなければならないこととなっています。

５　個人情報ファイル簿の作成及び閲覧

市長は、通知を受けた個人情報ファイルについて、帳簿（個人情報ファイル簿）を作

成し、一般の閲覧に供しています。

6　利用及び提供の制限

実施機関は、実施機関や他の実施機関又は国等がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるときや、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するときなどを除き、保有個人情報を目的外利用（個人情報ファイルを保有するに当たって特定した目的以外の目的のために個人情報の記録を利用）及び外部提供（実施機関以外のものへの個人情報の提供）をすることはできません。

また、保有特定個人情報の利用及び提供は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合や、番号法で定められている場合に限られ、通常の個人情報と比べて利用及び提供がより制限されています。

7　個人情報の安全確保等

実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために「浜松市個人情報の適正管理に関する要綱」に基づき必要な措置を講じることとなっています。

また、実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者は、その業務を行うに当たって、漏えいの防止、その他個人情報の保護に関して実施機関と同様の義務を負います。

8　開示の請求及び決定

だれでも、実施機関に対し、自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。また、個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人、特定個人情報については法定代理人に加えて本人の委任による代理人が、本人に代わって開示を請求することができます。ただし、開示請求者は個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならず、権利の濫用に当たる請求があった場合、実施機関は当該請求を拒否することができます。

請求手続の窓口は、公文書の公開の請求と同様に市政情報室（総務部文書行政課内）又は各区役所区振興課です。

実施機関は、開示請求を受理した日から起算して１５日以内に請求に係る個人情報について開示又は開示をしない旨の決定をしなければならないこととなっています。

なお、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について不開示とすることができます。

(1) 法令の規定に基づき開示をすることができないとされているとき。

(2) 個人の評価、判定、選考、診断等に関するものであって、開示をしないことが正当と認められるとき。

(3) 開示をすることにより個人の利益を害するおそれがあるとき。

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報で、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの。

(5) 法人等に関する情報で、開示することにより当該法人等の権利、利益を害するおそれがあるもの又は開示しないとの条件で任意に提供されたもの。

(6) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(7) 市の機関、国などの内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、開示することで率直な意見の交換や、意思決定の中立性に支障が生ずるおそれのあるとき。

(8) 開示をすることにより公正又は適切な行政の執行を妨げるおそれがあると実施機関が認めるとき。

9　費用負担

個人情報の開示に係る手数料は、無料です。個人情報の開示に係る書面の写しの交付を受ける場合は、実費（例えば、Ａ３判以下単色刷り１枚につき１０円）を負担していただきます。

10　訂正請求及び決定

自己情報の開示請求に基づき開示を受けた者は、自己情報について事実の記載に誤り、不正確な点があるときは、実施機関に対し、個人情報の開示を受けた日から９０日以内に開示に係る個人情報の訂正、追加又は削除を請求することができます。

実施機関は、訂正請求があった日から３０日以内に訂正又は訂正しない旨の決定をしなければならないこととなっています。

11　利用停止請求及び決定

自己情報の開示請求に基づき開示を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、個人情報の開示を受けた日から９０日以内に利用停止又は消去、提供の停止を請求することができます。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているとき。

(2) 適法かつ適正な方法により取得していないとき。

(3) 本人から取得していないとき。

(4) 法令等に基づく場合を除いて、思想、信条、信教その他不当な社会的差別の原因となる個人情報を取得したとき。

(5) 法令等に基づく場合又は本人の同意がある場合などを除いて、利用目的以外の目的のために利用、提供しているとき。

(6) 保有特定個人情報が、番号法第２０条の規定に違反して収集、保管されているとき。

(7) 保有特定個人情報が、番号法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

(8) 保有特定個人情報が、番号法第１９条の規定に違反して提供されているとき。

実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から３０日以内に利用停止又は利用停止をしない旨の決定をしなければならないこととなって

います。

12　審査請求

個人情報の開示の請求、訂正の請求又は利用停止の請求に対して全部又は一部不開示等の決定がなされたときなど、自己情報の開示請求等に対する決定（処分）について不服があるときは、審査庁に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

13　罰則

実施機関の職員又は職員であった者、あるいは実施機関から委託を受けた個人情報を取扱う業務に従事している者又は従事していた者が不正に個人情報を提供したなどの行為に対して、最高で２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処せられます。

14　その他

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体に係る部分については、令和５年４月１日に施行された。これに伴い、全ての地方公共団体に個人情報保護法の規定が適用されることとなったため、浜松市個人情報保護条例は、令和５年３月３１日に廃止した。

第４　情報公開制度の運用状況

１　制度の利用状況

（単位：件）

年度	利用件数	内訳				
		情報公開		個人情報		その他
		公開請求	任意公開	開示請求	訂正請求	
平成9年度	76	19	28	1	0	28
平成10年度	92	43	31	1	0	17
平成11年度	101	44	23	4	0	30
平成12年度	121	88	18	3	0	12
平成13年度	198	169	29	0	0	0
平成14年度	193	161	14	18	0	0
平成15年度	176	157	15	4	0	0
平成16年度	245	210	24	11	0	0
平成17年度	295	273	13	9	0	0
平成18年度	365	327	30	8	0	0
平成19年度	632	570	53	9	0	0
平成20年度	940	868	48	24	0	0
平成21年度	1,834	1,804	10	20	0	0
平成22年度	2,805	2,752	13	40	0	0
平成23年度	2,553	2,497	26	30	0	0

（単位：件）

年度	利用件数	内訳				
		情報公開		個人情報		その他
		公開請求	任意公開	開示請求	訂正請求	
平成24年度	2,738	2,624	30	84	0	0
平成25年度	2,456	2,339	14	103	0	0
平成26年度	2,606	2,287	8	311	0	0
平成27年度	2,391	2,213	13	162	3	0
平成28年度	2,236	2,088	20	127	1	0
平成29年度	2,906	2,578	169	159	0	0
平成30年度	3,193	2,768	249	176	0	0
令和元年度	2,655	2,373	80	202	0	0
令和2年度	2,583	2,394	31	158	0	0
令和3年度	2,430	2,220	23	187	0	0
令和4年度	1,781	1,530	25	224	2	0

２　請求と決定の状況

(1) 情報公開条例に基づくもの

上段：公開請求（件）／下段：任意的申出（件）

年度	請求件数	処　分　状　況					公開率
		公開	部分公開	非公開	却下	取下げ等	
平成9年度	19	9	8	1	1 (1)	0	94.4%
	28	10	16	1	1 (1)	0	96.3%
平成10年度	43	24	18	1	0	0	97.7%
	31	13	16	2	0	0	93.5%
平成11年度	44	28	11	2	3 (3)	0	95.1%
	23	9	8	1	5 (5)	0	94.4%
平成12年度	88	49	34	1	4 (4)	0	98.8%
	18	12	3	1	2 (1)	0	93.8%
平成13年度	169	115	41	12 (8)	0	1	92.9%
	29	19	4	5 (5)	0	1	82.1%
平成14年度	161	100	49	10 (10)	0	2	93.7%
	14	8	3	3 (3)	0	0	78.6%
平成15年度	157	81	68	4 (2)	0	4	97.4%
	15	11	4	0	0	0	100.0%
平成16年度	210	106	82	19 (17)	0	3	90.8%
	24	10	6	6 (6)	0	2	72.7%
平成17年度	273	189	56	23 (22)	0	5	91.4%
	13	8	3	2 (2)	0	0	84.6%
平成18年度	327	200	78	47 (46)	0	2	85.5%
	30	7	14	8 (8)	0	1	72.4%
平成19年度	570	370	104	66 (62)	0	30	87.8%
	53	4	13	25 (24)	0	11	40.5%
平成20年度	868	577	167	72 (68)	0	52	91.2%
	48	1	6	41 (38)	0	0	14.6%
平成21年度	1,804	1,557	163	67 (50)	6	11	96.3%
	10	5	3	2 (2)	0	0	80.0%
平成22年度	2,752	2,379	194	70 (64)	26	83	97.4%
	13	3	6	2 (2)	0	2	81.8%
平成23年度	2,497	1,327	1,021	66 (55)	13	70	97.3%
	26	5	7	12 (12)	1	1	50.0%

上段：公開請求（件）／下段：任意的申出（件）

年度	請求件数	処分状況					公開率
		公開	部分公開	非公開	却下	取下げ等	
平成24年度	2,624	1,467	1,061	36 (25)	5	55	98.6%
	30	1	16	13 (13)	0	0	56.7%
平成25年度	2,339	1,416	814	58 (51)	3	48	97.5%
	14	3	7	4 (3)	0	0	71.4%
平成26年度	2,287	1,320	835	75 (54)	2	55	96.6%
	8	4	2	2 (1)	0	0	75.0%
平成27年度	2,213	1,288	828	47 (42)	3	47	97.8%
	13	9	1	3 (3)	0	0	76.9%
平成28年度	2,088	1,255	709	45 (17)	0	79	97.8%
	20	12	5	2 (1)	0	1	89.5%
平成29年度	2,578	1,397	895	85 (65)	136	65	96.4%
	169	9	28	132 (132)	0	0	21.9%
平成30年度	2,768	1,296	1,104	200 (192) ［0］	105	63	92.3%
	249	11	66	160 (160)	0	12	32.5%
令和元年度	2,373	1,323	773	208 (75) ［122］	0	69	91.0%
	80	3	11	65 (35)	0	1	17.7%
令和2年度	2,394	1,520	758	37 (25) ［6］	0	79	98.4%
	31	19	6	6 (6)	0	0	80.6%
令和3年度	2,220	1,321	779	51 (40) ［8］	0	69	97.6%
	23	9	8	4 (4)	0	2	81.0%
令和4年度	1,530	750	645	66 (51) ［6］	0	69	95.5%
	25	13	4	5 (5)	0	3	77.3%

※　公開率＝（公開+部分公開）÷（公開+部分公開+非公開）

※　非公開及び却下の欄の括弧書き（）は、文書不存在としたものの件数を再掲。

※　文書不存在は、平成12年度以前は却下として処分、平成13年度以降は非公開として処分した。

※　非公開の欄の角括弧書き［］は、権利濫用拒否としたものの件数を再掲。

※　権利濫用拒否は、平成30年度から運用。

(2) 個人情報保護条例に基づくもの（開示請求）

（単位：件）

年度	開示請求件数	処　分　状　況					開示率
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ等	
平成9年度	1	1	0	0	0	0	100.0%
平成10年度	1	1	0	0	0	0	100.0%
平成11年度	4	4	0	0	0	0	100.0%
平成12年度	3	2	0	0	0	1	100.0%
平成13年度	0	0	0	0	0	0	—
平成14年度	18	18	0	0	0	0	100.0%
平成15年度	4	4	0	0	0	0	100.0%
平成16年度	11	8	1	2 (1)	0	0	81.8%
平成17年度	9	7	0	2 (2)	0	0	77.8%
平成18年度	8	6	2	0	0	0	100.0%
平成19年度	9	7	2	0	0	0	100.0%
平成20年度	24	8	16	0	0	0	100.0%
平成21年度	20	15	4	1 (1)	0	0	95.0%
平成22年度	40	19	15	0	0	6	100.0%
平成23年度	30	15	11	4 (4)	0	0	86.7%

（単位：件）

年度	開示請求件数	処　分　状　況					開示率
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ等	
平成24年度	84	29	51	3 (3)	1	0	96.4%
平成25年度	103	33	52	17 (15)	0	1	83.3%
平成26年度	311	89	96	123 (88)	0	3	60.1%
平成27年度	162	55	75	30 (30)	0	2	81.3%
平成28年度	127	57	57	9 (7)	0	4	92.7%
平成29年度	159	89	63	6 (6)	0	1	96.2%
平成30年度	176	69	66	39 (38) [0]	0	2	77.6%
令和元年度	202	81	108	10 (8) [0]	0	3	95.0%
令和2年度	158	46	97	11 (9) [0]	0	4	92.9%
令和3年度	187	52	114	15 (15) [0]	0	6	91.7%
令和4年度	224	57	117	46 (44) [0]	0	4	79.1%

※　開示率＝（開示+部分開示）÷（開示+部分開示+不開示）

※　不開示の欄の括弧書き（）は、文書不存在としたものの件数を再掲。

※　不開示の欄の角括弧書き［］は、権利濫用拒否としたものの件数を再掲。

※　権利濫用拒否は、平成30年度から運用。

(3) 個人情報保護条例に基づくもの（訂正請求）

（単位：件）

年度	訂正請求件数	処　分　状　況					訂正率
		全部訂正	部分訂正	訂正なし	却下	取下げ等	
平成27年度	3	0	3	0	0	0	100.0%
平成28年度	1	0	0	1	0	0	0.0%
平成29年度	0	0	0	0	0	0	－
平成30年度	0	0	0	0	0	0	－
令和元年度	0	0	0	0	0	0	－
令和2年度	0	0	0	0	0	0	－
令和3年度	0	0	0	0	0	0	－
令和4年度	2	0	1	1	0	0	50.0%

※　平成26年度以前は、実績なし

※　訂正率＝（全部訂正+部分訂正）÷（全部訂正+部分訂正+訂正なし）

(4) 令和4年度実施機関別情報公開の状況

（単位：件）

区分／実施機関名	公文書の公開請求						任意的公開の申出						合計
	請求件数	処分状況					申出件数	処分状況					
		公開	部分公開	非公開	却下	請求取下げ等		公開	部分公開	非公開	却下	請求取下げ等	
議会	10	5	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	10
市長	1,172	593	491	47	0	41	18	9	3	4	0	2	1,190
教育委員会	77	18	41	14	0	4	1	1	0	0	0	0	78
選挙管理委員会	13	9	3	0	0	1	2	1	0	0	0	1	15
人事委員会	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業及び下水道事業管理者	230	109	101	2	0	18	2	1	0	1	0	0	232
消防長	26	16	7	0	0	3	2	1	1	0	0	0	28
合計	1,530	750	645	66	0	69	25	13	4	5	0	3	1,555

(5) 令和4年度市長事務部局情報公開の状況

（単位：件）

区分 ＼ 部等	公文書の公開請求						任意的公開の申出						合計
	請求件数	処分状況					申出件数	処分状況					
		公開	部分公開	非公開	却下	請求取下げ等		公開	部分公開	非公開	却下	請求取下げ等	
危機管理監	7	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7
企画調整部	8	3	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8
総務部	140	23	103	12	0	2	0	0	0	0	0	0	140
財務部	103	81	11	1	0	10	5	4	0	1	0	0	108
市民部	34	17	14	3	0	0	2	0	0	1	0	1	36
健康福祉部	136	102	26	6	0	2	0	0	0	0	0	0	136
こども家庭部	15	2	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	15
環境部	64	25	31	2	0	6	1	0	0	0	0	1	65
産業部	73	35	27	4	0	7	0	0	0	0	0	0	73
都市整備部	113	70	35	6	0	2	7	5	1	1	0	0	120
土木部	358	194	149	9	0	6	1	0	0	1	0	0	359
デジタル・スマートシティ推進部	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
区再編推進事業本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カーボンニュートラル推進事業本部	14	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中区	25	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
東区	9	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
西区	10	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
南区	14	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14
北区	9	1	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10
浜北区	14	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
天竜区	22	4	18	0	0	0	1	0	1	0	0	0	23
合計	1,172	593	491	47	0	41	18	9	3	4	0	2	1,190

※デジタル・スマートシティ推進部は、令和４年７月１日までは、デジタル・スマートシティ推進事業本部

(6) 令和4年度実施機関別保有個人情報開示・訂正の状況

（単位：件）

区分／実施機関名	保有個人情報開示請求						保有個人情報訂正請求						合計
	請求件数	処分状況					請求件数	処分状況					
		全部開示	部分開示	不開示	却下	請求取下げ等		全部訂正	部分訂正	訂正なし	却下	請求取下げ等	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市長	119	45	31	40	0	3	2	0	1	1	0	0	121
教育委員会	94	10	77	6	0	1	0	0	0	0	0	0	94
選挙管理委員会	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業及び下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	224	57	117	46	0	4	2	0	1	1	0	0	226

(7) 令和4年度市長事務部局保有個人情報開示・訂正の状況

（単位：件）

区分 部等	保有個人情報開示請求						保有個人情報訂正請求						合計
	請求件数	処分状況					請求件数	処分状況					
		全部開示	部分開示	不開示	却下	請求取下げ等		全部訂正	部分訂正	訂正なし	却下	請求取下げ等	
危機管理監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画調整部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務部	8	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
市民部	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
健康福祉部	54	19	3	30	0	2	0	0	0	0	0	0	54
こども家庭部	19	2	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	19
環境部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業部	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
都市整備部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル・スマートシティ推進部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区再編推進事業本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カーボンニュートラル推進事業本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中区	23	16	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	23
東区	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
西区	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
南区	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
北区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜北区	2	1	1	0	0	0	2	0	1	1	0	0	4
天竜区	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	119	45	31	40	0	3	2	0	1	1	0	0	121

※デジタル・スマートシティ推進部は、令和４年７月１日までは、デジタル・スマートシティ推進事業本部

3　情報提供

市では、多くの方々に市政を理解していただくため、行政資料を作成しています。この行政資料については、常時、情報公開の窓口である市政情報室(総務部文書行政課内)や市政情報コーナー（区役所区振興課等）において閲覧や写しの交付を受けることができます。

主な行政資料

【総覧】
天竜川・浜名湖地域合併協議会

【計画】
浜松市総合計画
浜松市次世代育成支援（後期）行動計画
第２次浜松市環境基本計画改定版
浜松市都市計画マスタープラン
浜松市食品衛生監視指導計画
浜松市住生活基本計画
浜松市子ども・若者支援プラン
浜松市水道事業ビジョン
浜松市総合交通計画
第１１次浜松市交通安全計画
浜松市自転車走行空間等整備計画
第３次浜松市教育総合計画

【予算】
予算書
予算に関する説明書
決算書
決算に関する説明書

【法令】
浜松市例規集

【統計】
浜松市統計書
国勢調査報告
大都市比較統計年表
浜松市の人口

【広報・案内】
広報はままつ
市議会だより
報道発表資料
浜松市博物館情報
みんなでまちづくりトーク会議録
市勢要覧
浜松市史
浜松市病院、診療所名簿

【部別事業概要・年報等】
浜松市の市税のすがた
浜松市の財政のすがた
浜松市保健環境研究所年報
清掃事業概要
大規模小売店舗立地法届出書類
土地利用計画図
交通量調査報告書
浜松市中心市街地歩行量調査
入札参加資格者関係資料
浜松市議会議案
浜松市議会会議録
消防局救急・救助統計
選挙結果調
監査結果報告書

第５　浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の運営状況

１　不服申立ての状況

（単位：件）

年度	異議申立て・審査請求		処理状況						
	前年度からの繰越件数	当年度中の不服申立て件数	決定裁決	決定・裁決の内訳				取下げ	繰越件数
				却下	棄却	一部認容	認容		
平成9～11年度	0	3	2	0	0	2	0	1	0
平成12年度	0	2	1	0	1	0	0	0	1
平成13年度	1	4	2	0	2	0	0	0	3
平成14年度	3	0	3	0	2	1	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	0	2	1	0	1	0	0	0	1
平成17年度	1	11	1	0	1	0	0	0	11
平成18年度	11	4	7	0	6	1	0	0	8
平成19年度	8	7	14	0	12	2	0	1	0
平成20年度	0	5	5	0	4	1	0	0	0
平成21年度	0	5	3	0	3	0	0	0	2
平成22年度	2	0	2	0	1	0	1	0	0
平成23年度	0	7	5	2	1	1	1	1	1
平成24年度	1	6	4	0	4	0	0	2	1
平成25年度	1	5	3	0	3	0	0	1	2
平成26年度	2	4	4	0	4	0	0	0	2
平成27年度	2	9	5	0	4	1	0	0	6
平成28年度	6	25	15	0	11	0	4	3	13
平成29年度	13	64	18	7	11	0	0	4	55
平成30年度	55	190	58	20	36	2	0	0	187
令和元年度	187	49	18	14	4	0	0	0	218
令和2年度	218	27	4	2	0	2	0	0	241
令和3年度	241	1	3	0	3	0	0	0	239
令和4年度	239	19	5	0	5	0	0	1	252
合　計		449	183	45	119	13	6	14	

※　繰越件数＝(諮問されていないもの＋部会審議中のもの+未決定・未裁決のもの)
※　認容には、浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会の諮問を経ずに全部認容したものを含む。

2　不服審査部会の開催等の状況

（単位：件）

年度	審査部会開催回数（回）	情報公開条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問等の状況							
		諮問		処理状況					
		前年度からの繰越件数	当年度中の諮問件数	答申	答申の内訳			諮問の取下げ	審議中
					原処分妥当	一部取消し	取消し		
平成9～11年度	9	0	3	2	0	2	0	1	0
平成12年度	10	0	2	1	1	0	0	0	1
平成13年度	9	1	4	2	2	0	0	0	3
平成14年度	6	3	0	3	2	1	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年度	5	0	2	1	1	0	0	0	1
平成17年度	9	1	11	1	1	0	0	0	11
平成18年度	8	11	4	7	6	1	0	0	8
平成19年度	10	8	7	14	12	2	0	1	0
平成20年度	5	0	5	5	4	1	0	0	0
平成21年度	5	0	5	3	3	0	0	0	2
平成22年度	4	2	0	2	1	0	1	0	0
平成23年度	3	0	4	2	1	1	0	1	1
平成24年度	5	1	5	4	4	0	0	1	1
平成25年度	6	1	5	3	3	0	0	1	2
平成26年度	4	2	3	5	5	0	0	0	0
平成27年度	6	0	9	5	4	1	0	0	4
平成28年度	9	4	23	14	12	0	2	3	10
平成29年度	7	10	27	21	21	0	0	1	15
平成30年度	6	15	89	22	20	2	0	0	82
令和元年度	7	82	18	5	5	0	0	0	95
令和2年度	8	95	7	16	14	2	0	0	86
令和3年度	3	86	1	6	6	0	0	0	81
令和4年度	6	81	30	17	17	0	0	1	93
合　計	150		264	161	145	13	3	10	

第６　答申の概要

ここに掲載している内容は、答申の概要です。

答申の全文は、浜松市公式ホームページ（ホーム>市政>情報公開・個人情報>浜松市情報公開・個人情報保護委員会答申一覧）へ掲載しています。なお、文中の用語のうち、特に指定がないものは、以下のとおり略しています。

浜松市情報公開条例＝公開条例、浜松市個人情報保護条例＝保護条例

諮 問 番 号	諮問第 163～169 号
件　　　名	別表のとおり
本件対象文書	昭和 52 年度から昭和 54 年度まで、平成 3 年度、平成 4 年度、平成 6 年度及び平成 7 年度における、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書
審 議 の 方 法	審査請求人らが、同じ特定の 2 人の者であり、かつ、審査請求の趣旨が同様であるため、併合して審議することとした。
非 公 開 理 由	情報公開条例第 11 条第 2 項及び附則第 2 項（適用外公文書）
実 施 機 関	浜松市長（道路保全課）
諮 問 期 日	平成 30 年 6 月 26 日
答 申 期 日	令和 4 年 6 月 2 日
主 な 論 点	審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて 本件却下決定について

1 委員会の結論

浜松市長が公文書公開請求を却下とした処分は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて

法人又は団体の名称が記載されておらず、また、団体としての規約などが明らかでない本件公文書公開請求書の態様を踏まえれば、本件公文書公開請求の主体が、法人又は権利能力なき社団であるとは認められない。

実施機関が、本件公文書公開請求を、審査請求人ら 2 人が、自然人として各人の有する請求権を行使する意思を、別々の書面で表示するのではなく、同一の書面で以て表示したもの、と解した判断は妥当であり、当該判断に基づいて、実施機関が、審査請求人 A の公文書公開請求に対して本件処分 1 を行い、審査請求人 B の公文書公開請求に対して本件処分 2 を行ったことについて、違法性は認められない。

また、行政処分の効力の発生は、特別の定めがないかぎり、請求者が現実にこれを了知し又は了知し得るべき状態におかれた時に発生する、と解するのが相当である。

実施機関は、審査請求人 A が本件処分 1 を了知できるように、また、審査請求人 B が本件処分 2 を了知できるように各通知したのであるから、本件各処分の通知について審査請求人らが主張する手続的瑕疵はなく、本件処分 1 及び本件処分 2 について、違法性は認められない。

(2) 本件却下決定について

本件審査請求に係る公開請求対象公文書は、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 54 年度、平成 3 年度、平成 4 年度、平成 6 年度及び平成 7 年度における、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書であるから、公開条例が適用される公文書のうち、平成 13 年 4 月 1 日以降に職員が作成し、又は取得した公文書、平成 9 年 4 月 1 日以後に事案処理手続が終了した公文書のいずれにも該当しない。

また、審査請求人らは、道路敷地調書等により、本市の特定地区内の土地が、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 54 年度、平成 3 年度、平成 4 年度、平成 6 年度及び平成 7 年度の間、少なくとも各年 1 件以上浜松市に寄附されているはずであるから、浜松市公有財産管理規則第 18 条第 1 項で定める寄附申込書は存在するはずであり、また、寄附申込書は永年保存文書に定められており、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることから、合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されていると考えるのが妥当である旨主張する。

しかしながら、公開条例施行規則第 12 条第 2 号の規定は、保存期間が永年とされている全ての公文書について、実施機関が目録を整備することを定めたものとはいえず、また、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることをもって、直ちに合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されているとは認められない。

実施機関の主張によれば、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているものは、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」、平成 8 年度における「寄附関係書（道路用地等)」のみとのことである。

このうち、本件公開請求対象公文書は「旧篠原村」に係るものではないため、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

次に、審査請求人らが公開を求めている文書で特定している地区と「市道広沢入野線」に関連はなく、したがって、本件公開請求対象公文書は、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

また、本件公開請求対象公文書の処理年度は、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 54 年度、平成 3 年度、平成 4 年度、平成 6 年度及び平成 7 年度であって、平成 8 年度における「寄附関係書（道路用地等)」には該当しない。

以上のことから、本件公開請求対象公文書は、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているもののいずれにも該当しない。

審査請求人らの主張において、本件公開請求対象公文書に係る目録が整備されているとすべきその他の根拠は見当たらないから、本件公開請求対象公文書は目録が整備されていない公文書であり、したがって公開条例附則第 2 項の適用外公文書に該当する。

公開条例附則第 2 項の適用外公文書については、請求を不適法として却下するものとし、公文書公開請求却下通知書により請求者に通知するのであるから、実施機関が、本件審査請求に係る公文書公開請求について、却下決定をしたことは妥当である。

別表

諮問第 163 号	「平成 3 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 164 号	「平成 4 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 165 号	「平成 6 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 166 号	「平成 7 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 167 号	「昭和 52 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 168 号	「昭和 53 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 169 号	「昭和 54 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
平成 30 年 6 月 26 日	諮問第 163 号から第 166 号までについて諮問を受けた。
平成 30 年 6 月 28 日	諮問第 167 号から第 169 号までについて諮問を受けた。
7 月 4 日	諮問第 163 号から第 166 号までについて審査庁から弁明書を受理した。
7 月 17 日	諮問第 167 号から第 169 号までについて審査庁から弁明書を受理した。
8 月 16 日	諮問第 163 号から第 166 号までについて審査庁から反論書を受理した。
8 月 28 日	諮問第 167 号から第 169 号までについて審査庁から反論書を受理した。
令和 4 年 3 月 17 日	諮問の審査を行った。
令和 4 年 4 月 20 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　　名	職　　　業　　　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮問番号	諮問第172～175号
件名	別表のとおり
本件対象文書	昭和56年度から昭和59年度までにおける、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書
審議の方法	審査請求人らが、同じ特定の2人の者であり、かつ、審査請求の趣旨が同様であるため、併合して審議することとした。
非公開理由	情報公開条例第11条第2項及び附則第2項（適用外公文書）
実施機関	浜松市長（道路保全課）
諮問期日	平成30年7月6日
答申期日	令和4年11月8日
主な論点	審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて 本件却下決定について

1 委員会の結論

浜松市長が公文書公開請求を却下とした処分は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて

法人又は団体の名称が記載されておらず、また、団体としての規約などが明らかでない本件公文書公開請求書の態様を踏まえれば、本件公文書公開請求の主体が、法人又は権利能力なき社団であるとは認められない。

実施機関が、本件公文書公開請求を、審査請求人ら2人が、自然人として各人の有する請求権を行使する意思を、別々の書面で表示するのではなく、同一の書面で以て表示したもの、と解した判断は妥当であり、当該判断に基づいて、実施機関が、審査請求人Aの公文書公開請求に対して本件処分1を行い、審査請求人Bの公文書公開請求に対して本件処分2を行ったことについて、違法性は認められない。

また、行政処分の効力の発生は、特別の定めがないかぎり、請求者が現実にこれを了知し又は了知し得るべき状態におかれた時に発生する、と解するのが相当である。

実施機関は、審査請求人Aが本件処分1を了知できるように、また、審査請求人Bが本件処分2を了知できるように各通知したのであるから、本件各処分の通知について審査請求人らが主張する手続的瑕疵はなく、本件処分1及び本件処分2について、違法性は認められない。

(2) 本件却下決定について

本件審査請求に係る公開請求対象公文書は、昭和56年度から昭和59年度までにおける、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書であるから、公開条例が適用される公文書のうち、平成13年4月1日以降に職員が作成し、又は取得した公文書、平成9年4月1日以後に事案処理手続が終了した公文書のいずれにも該当しない。

また、審査請求人らは、道路敷地調書等により、本市の特定地区内の土地が、昭和

56 年度から昭和 59 年度までの間、少なくとも各年 2 件以上浜松市に寄附されているはずであるから、浜松市公有財産管理規則第 18 条第 1 項で定める寄附申込書は存在するはずであり、また、寄附申込書は永年保存文書に定められており、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることから、合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されていると考えるのが妥当である旨主張する。

しかしながら、公開条例施行規則第 12 条第 2 号の規定は、保存期間が永年とされている全ての公文書について、実施機関が目録を整備することを定めたものとはいえず、また、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることをもって、直ちに合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されているとは認められない。

実施機関の主張によれば、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているものは、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」、平成 8 年度における「寄附関係書（道路用地等）」のみとのことである。

このうち、本件公開請求対象公文書は「旧篠原村」に係るものではないため、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

次に、審査請求人らが公開を求めている文書で特定している地区と「市道広沢入野線」に関連はなく、したがって、本件公開請求対象公文書は、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

また、本件公開請求対象公文書の処理年度は、昭和 56 年度から昭和 59 年度までであって、平成 8 年度における「寄附関係書（道路用地等）」には該当しない。

以上のことから、本件公開請求対象公文書は、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているもののいずれにも該当しない。

審査請求人らの主張において、本件公開請求対象公文書に係る目録が整備されているとすべきその他の根拠は見当たらないから、本件公開請求対象公文書は目録が整備されていない公文書であり、したがって公開条例附則第 2 項の適用外公文書に該当する。

公開条例附則第 2 項の適用外公文書については、請求を不適法として却下するものとし、公文書公開請求却下通知書により請求者に通知するのであるから、実施機関が、本件審査請求に係る公文書公開請求について、却下決定をしたことは妥当である。

別表

諮問第 172 号	「昭和 56 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 173 号	「昭和 57 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問

諮問第 174 号	「昭和 58 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
諮問第 175 号	「昭和 59 年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
平成 30 年 7 月 6 日	諮問第 172 号から第 175 号について諮問書を受理した。
7 月 27 日	諮問第 172 号から第 175 号について審査庁から弁明書を受理した。
9 月 7 日	諮問第 172 号から第 175 号について審査庁から反論書を受理した。
令和 4 年 7 月 26 日	諮問の審査を行った。
9 月 28 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第243号
件　　　名	「平成16年度から25年度までの国民健康保険料納入通知書に関する書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	平成16年度から25年度までの国民健康保険料納入通知書
不開示理由	保存年限（3年）の経過により廃棄済みとして不存在
実 施 機 関	浜松市長（国保年金課）
諮 問 期 日	令和4年4月26日
答 申 期 日	令和4年10月5日
主 な 論 点	不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

1 委員会の結論

浜松市長が、当該保有個人情報を不開示とした判断は妥当である。

2 委員会の判断（不存在を理由に不開示としたことの妥当性について）

実施機関は、審査請求人とのやりとりから請求対象公文書として、国民健康保険料納入通知書兼決定通知書を特定した。この点、審査請求人から文書の特定が誤っている旨の主張はない。

委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、国保年金課の資格賦課関係書の保存年数は3年と定めている。ただし、保険料賦課に関するデータは、システム上保有できる間は保存しており、請求時点で平成26年度以後のデータを保有し、平成25年度以前のデータは廃棄済みであった。

保護条例第18条では、「何人も、（中略）実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる」とあり、何人にも開示請求権を認めている。

一方で、開示請求の対象となる保有個人情報は、保護条例第2条第4号本文において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは国民健康保険法に基づく事務として作成されるものであるから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報に該当する。

しかし、平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータはすでに廃棄されているのだから、当該実施機関が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものには当たらない。

また、保護条例第2条第4号ただし書において、保有個人情報は、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは、請求時点で廃棄されているのだから、公文書に記録されている個人情報にも当たらない。

以上のことから、平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは、本件開示請求がされた時点において市が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第2条第4号に定義する保有個人情報に該当しない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報を保有していないことを理由に保有個人情報不開示決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和4年4月26日	諮問書を受理した。
5月6日	審査庁から弁明書を受理した。
5月23日	審査庁から期限内に審査請求人の反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
7月26日	諮問の審査を行った。
9月28日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第176号
件　　　名	「昭和60年度浜松市西区篠原町（旧浜松市篠原町）篠原地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書」の公文書公開却下決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	昭和60年度における、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書
審議の方法	審査請求人らが、同じ特定の 2 人の者であり、かつ、審査請求の趣旨が同様であるため、併合して審議することとした。
非 公 開 理 由	情報公開条例第11条第2項及び附則第2項（適用外公文書）
実 施 機 関	浜松市長（道路保全課）
諮 問 期 日	平成30年7月6日
答 申 期 日	令和4年12月27日
主 な 論 点	審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて 本件却下決定について

1 委員会の結論

浜松市長が公文書公開請求を却下とした処分は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 審査請求人ら各人に個別に本件各処分を通知したことについて

法人又は団体の名称が記載されておらず、また、団体としての規約などが明らかでない本件公文書公開請求書の態様を踏まえれば、本件公文書公開請求の主体が、法人又は権利能力なき社団であるとは認められない。

実施機関が、本件公文書公開請求を、審査請求人ら 2 人が、自然人として各人の有する請求権を行使する意思を、別々の書面で表示するのではなく、同一の書面で以て表示したもの、と解した判断は妥当であり、当該判断に基づいて、実施機関が、審査請求人Aの公文書公開請求に対して本件処分1を行い、審査請求人Bの公文書公開請求に対して本件処分2を行ったことについて、違法性は認められない。

また、行政処分の効力の発生は、特別の定めがないかぎり、請求者が現実にこれを了知し又は了知し得るべき状態におかれた時に発生する、と解するのが相当である。

実施機関は、審査請求人Aが本件処分1を了知できるように、また、審査請求人Bが本件処分2を了知できるように各通知したのであるから、本件各処分の通知について審査請求人らが主張する手続的瑕疵はなく、本件処分1及び本件処分2について、違法性は認められない。

(2) 本件却下決定について

本件審査請求に係る公開請求対象公文書は、昭和60年度における、本市の特定地区内の市道の市道各線に係る土地の寄附申込書であるから、公開条例が適用される公文書のうち、平成13年4月1日以降に職員が作成し、又は取得した公文書、平成9年4月1日以後に事案処理手続が終了した公文書のいずれにも該当しない。

また、審査請求人らは、道路敷地調書等により、本市の特定地区内の土地が、昭和60年度に少なくとも48件以上浜松市に寄附されているはずであるから、浜松市公有財産管理規則第18条第1項で定める寄附申込書は存在するはずであり、また、寄附申込書は永年保存文書に定められており、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることから、合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されていると考えるのが妥当である旨主張する。

しかしながら、公開条例施行規則第12条第2号の規定は、保存期間が永年とされている全ての公文書について、実施機関が目録を整備することを定めたものとはいえず、また、「旧篠原村」時代の公文書目録が整備されていることをもって、直ちに合併後の浜松市の「道路用地等寄附関係書」の目録も整備されているとは認められない。

実施機関の主張によれば、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているものは、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」、平成8年度における「寄附関係書（道路用地等）」のみとのことである。

このうち、本件公開請求対象公文書は「旧篠原村」に係るものではないため、「旧篠原村」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

次に、審査請求人らが公開を求めている文書で特定している地区と「市道広沢入野線」に関連はなく、したがって、本件公開請求対象公文書は、「市道広沢入野線」に係る「道路用地等寄附関係書」には該当しない。

また、本件公開請求対象公文書の処理年度は、昭和56年度から昭和59年度までであって、平成8年度における「寄附関係書（道路用地等）」には該当しない。

以上のことから、本件公開請求対象公文書は、実際に道路敷地の寄附に関するものとして目録が整備されているもののいずれにも該当しない。

審査請求人らの主張において、本件公開請求対象公文書に係る目録が整備されているとすべきその他の根拠は見当たらないから、本件公開請求対象公文書は目録が整備されていない公文書であり、したがって公開条例附則第2項の適用外公文書に該当する。

公開条例附則第2項の適用外公文書については、請求を不適法として却下するものとし、公文書公開請求却下通知書により請求者に通知するのであるから、実施機関が、本件審査請求に係る公文書公開請求について、却下決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
平成30年 7 月 6 日	諮問第176号について諮問書を受理した。
7 月 27 日	諮問第176号について審査庁から弁明書を受理した。
9 月 7 日	諮問第176号について審査庁から反論書を受理した。
令和 4 年11月 8 日	諮問の審査を行った。
12 月 12 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　　名	職　　業　　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第 262 号
件　　　名	「過去全ての国民健康保険取得喪失手続きに係る申請記録とその文書」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	過去全ての国民健康保険取得喪失手続きに係る申請記録とその文書
部分開示理由	保存年限（3 年）の経過により廃棄済みとして不存在
実 施 機 関	浜松市長（国保年金課）
諮 問 期 日	令和 4 年 7 月 27 日
答 申 期 日	令和 4 年 12 月 19 日
主 な 論 点	実施機関が特定した文書の妥当性について

1 委員会の結論

浜松市長が請求対象保有個人情報の一部について、不開示とした判断は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 開示した保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報において、審査請求人は、「過去全ての国保得喪手続きに係る申請記録とその文書」の開示を求めている。

実施機関は、令和元年から令和 3 年までに届出がなされた国民健康保険異動届及びその添付文書を対象の保有個人情報として特定し、開示している。

(2) 実施機関が特定した保有個人情報の妥当性について

審査請求人は、「過去全ての国保得喪手続きに係る申請記録とその文書」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討する。

一般的に国保得喪手続の申請記録といえば、国民健康保険の加入又は脱退の手続の際に提出された届出書及びその添付文書を指すものと解される。この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。

また、委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成 13 年浜松市規則第 49 号）第 31 条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、国民健康保険資格取得喪失については、保存年数を 3 年とし、平成 30 年以前の文書については廃棄済みである。そのため、過去に届出がされた届出書のうち平成 30 年以前のものについては、保存年数が経過したため保有していないとして、部分開示決定をした決定理由にも誤りは認められない。

審査請求人は部分開示決定とした理由に誤りがある旨を主張しているが、いずれも国民健康保険法の交付手続に関する主張と理解されるものであり、本件請求の不開示理由の誤りを立証するものではないから、審査請求人の主張に意味はない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報の一部を保有していないことを理由に保有個人情報部分開示決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和 4 年 7 月 27 日	諮問書を受理した。
8 月 8 日	審査庁から弁明書を受理した。
8 月 24 日	審査庁から反論書を受理した。
11 月 8 日	諮問の審査を行った。
12 月 12 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第264号
件　　　名	「平成7年分から平成22年分の「所得証明書」および「課税・非課税証明書」（収入、所得、社会保険料、市民税・県民税等の金額がわかるもの）」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	平成7年分から平成22年分の「所得証明書」および「課税・非課税証明書」（収入、所得、社会保険料、市民税・県民税等の金額が分かるもの）
部分開示理由	保存年限（10年）の経過により廃棄済みとして不存在
実 施 機 関	浜松市長（市民税課）
諮 問 期 日	令和4年8月29日
答 申 期 日	令和4年12月19日
主 な 論 点	不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

1 委員会の結論

浜松市長が請求対象保有個人情報の一部について、不開示とした判断は妥当である。

2 委員会の判断

審査請求人は、市がサーバ容量の不足を理由にデータを削除し、移行・保存をしなかったことは許されない行為であると主張しているが、その根拠や理由について特段示していない。

委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、市民税・県民税の賦課業務については、更正の期間が最長7年であることから、保存年数を10年としているとのことである。そのため、平成28年度にシステム変更をする際に、当時の保存期間である平成18年度（平成17年）分以降の情報を移行し、それ以前は廃棄したとのことである。

保護条例第18条では、「何人も、（中略）実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」とあり、何人にも開示請求権を認めている。

一方で、開示請求の対象となる保有個人情報は、保護条例第2条第4号本文において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

所得証明等のデータは地方税法に基づく事務として作成されるものであるから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報に該当する。

しかし、平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータはすでに廃棄されているのだから、当該実施機関が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものには当たらない。

また、保護条例第2条第4号ただし書において、保有個人情報は、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータは、請求時点で廃棄されているのだから公文書に記録されている個人情報にも当たらない。

以上のことから、平成7年分から平成16年分までの所得証明等のデータは、本件請求がされた時点において市が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第2条第4号に定義する保有個人情報に該当しない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報を保有していないことを理由に保有個人情報部分開示決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和4年8月29日	諮問書を受理した。
9月13日	審査庁から弁明書を受理した。
10月25日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
11月8日	諮問の審査を行った。
12月12日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第265号
件　　　名	「過去全ての法定調書」の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	過去全ての法定調書
部分開示理由	平成18年度から平成21年度及び平成23年度から平成26年度については、文書が提出されていないとして不存在 平成17年度以前文書については、廃棄済みとして不存在
実 施 機 関	浜松市長（市民税課）
諮 問 期 日	令和4年8月29日
答 申 期 日	令和4年12月19日
主 な 論 点	不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

1 委員会の結論

浜松市長が請求対象保有個人情報について、保存年数の経過により保有していないことを理由に一部を不開示とした判断は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 開示対象の保有個人情報について

実施機関は、法定調書とは税務署へ提出する資料であり、浜松市長が保有している文書ではないということを請求人に説明したところ、請求人から「給与支払報告書も法定調書である。」との主張を受けて、給与支払報告書を開示対象の保有個人情報として特定している。この点、審査請求人との間に争いはない。

(2) 不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

ア　平成7年分から平成16年分の法定調書について

委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、市民税・県民税の賦課業務については、更正の期間が最長7年であることから、保存年数を10年としているとのことである。そのため、平成28年度にシステム変更をする際に、当時の保存期間である平成18年度（平成17年）分以降の情報を移行し、それ以前は廃棄したとのことである。

保護条例第18条では、「何人も、（中略）実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる」とあり、何人にも開示請求権を認めている。

一方で、開示請求の対象となる保有個人情報は、保護条例第2条第4号本文において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

給与支払報告書は地方税法に基づく事務として収集されるものであるから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報に該当する。

しかし、平成 16 年分以前の給与支払報告書を含む税情報のデータはすでに廃棄されているのだから、当該実施機関が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものには当たらない。

また、保護条例第 2 条第 4 号ただし書において、保有個人情報は、公開条例第 2 条第 2 号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。平成 7 年分から平成 16 年分までの給与支払報告書等のデータは、請求時点で廃棄されているのだから公文書に記録されている個人情報にも当たらない。

以上のことから、平成 7 年分から平成 16 年分までの給与支払報告書は、本件請求がされた時点において市が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第 2 条第 4 号に定義する保有個人情報に該当しない。

イ　平成 17 年分以降の法定調書について

審査請求人は平成 18 年 3 月 1 日から平成 22 年 12 月 27 日までＡ社に勤務実態があることから、その間の給与支払報告書は提出されているはずであると主張しているため、以下検討する。

給与支払報告書とは、給与や賞与、賃金等を支払った者が、従業員の 1 月 1 日現在の住所所在地の市区町村に提出するものである。

実施機関は、請求人に関する給与支払報告書を検索し、平成 18 年分から平成 21 年分及び平成 23 年分から平成 26 年分までの給与支払報告書は保有していなかったため不開示を決定した。

アと同様に、平成 18 年分から平成 21 年分及び平成 23 年分から平成 26 年分までの給与支払報告書についても、本件請求がされた時点において実施機関が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第 2 条第 4 号に定義する保有個人情報に該当しない。

なお、請求人は審査請求書において、平成 18 年 3 月 1 日から平成 22 年 12 月 27 日までの間は、業務委託契約に基づく勤務の実態があったと述べているが、仮に委託契約であれば給与支払報告書は提出されないから、浜松市が当該期間のＡ社の給与支払報告書を保有していることの証明にはならない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報の一部を保有していないことを理由に保有個人情報部分開示決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和 4 年 8 月 29 日	諮問書を受理した。
9 月 13 日	審査庁から弁明書を受理した。
10 月 25 日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
11 月 8 日	諮問の審査を行った。

12 月 12 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順

諮 問 番 号	諮問第268号
件　　　名	「国民健康保険一部負担金　減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の保有個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問
本件対象文書	国民健康保険一部負担金　減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類
実 施 機 関	浜松市長（浜北区・長寿保険課）
諮 問 期 日	令和４年９月26日
答 申 期 日	令和４年12月19日
主 な 論 点	実施機関が特定した文書の妥当性について

1 委員会の結論

浜松市長が特定した文書に誤りはなく、全部開示とした判断は妥当である。

2 委員会の判断

(1) 開示した保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報において、審査請求人は、「国民健康保険一部負担金減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の開示を求めている。

実施機関は、対象の保有個人情報として①国民健康保険一部負担金　減額・免除・徴収猶予申請書及び申請書の添付書類、②国民健康保険一部負担金　減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書を対象の保有個人情報として特定し、開示している。

(2) 実施機関が特定した文書の妥当性について

審査請求人は、「国民健康保険一部負担金　減免・免除・徴収猶予に係る申請書類等全ての書類」の開示を請求していることから、この保有個人情報がいかなるものかを検討する。

一般的に、申請書類における全ての書類というのは、申請書、決定通知書、添付書類及び決定に至る審査書類等を指すものと解される。請求対象の保有個人情報を実施機関が検索したところ、浜北区役所長寿保険課が該当する公文書を保有していたため、請求対象の保有個人情報として特定した。これらは保護条例第２条第４号の保有個人情報であり、この点、実施機関の文書の特定に誤りは認められない。

審査請求人は、浜松市（静岡県）が静岡県国民健康保険の保険者であり、保険者に対し、国民健康保険一部負担金の減免・免除・徴収猶予の申請を行うのであるから、主管課は国保年金課であり、浜北区長寿保険課ではない旨を主張する。

審査請求人の主張が、保有個人情報開示決定通知書の主管課の欄の「浜北区役所長寿保険課」が誤りであるという主張ととらえるとしても、国保年金課、浜北区役所長寿保険課いずれの課も、浜松市長の事務を処理するために設置された組織であり、開示決定を行ったのは浜松市長なのだから、審査請求人の主張に意味はない。

なお、審査請求人の主張が、国民健康保険一部負担金の減免・免除・徴収猶予の申請に対する処分を行った主管課が誤りであるという主張であれば、当該処分についての妥当性は、本委員会で審議、判断すべきことではない。

よって、実施機関が、国民健康保険一部負担金　減額・免除・徴収猶予申請書、申請書の添付書類及び不承認決定通知書を特定して保有個人情報開示決定をしたことは妥当である。

委員会不服審査部会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和 4 年 9 月 26 日	諮問書を受理した。
10 月 11 日	審査庁から弁明書を受理した。
10 月 28 日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
11 月 8 日	諮問の審査を行った。
12 月 12 日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会　委員名簿

	氏　名	職　業　等
部会長（委員長）	杉田　智樹	弁護士
委員長職務代理	原田　伸一朗	静岡大学情報学部　准教授
委員	岡本　孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山　幹恵	常葉大学健康プロデュース学部　教授
委員	村井　秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順